

議案第61号

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年6月25日

提出者 杉並区教育委員会  
教育長 渋谷正宏

(提案理由)

育児部分休業制度の拡充に伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年6月　　日

杉並区教育委員会教育長　　渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第　　号

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び第11号」を「から第12号まで」に、「第15号」を「第16号」に改め、同項中第19号を第20号とし、第12号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

（12）育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間

第5条第5項中「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）」を「育児部分休業」に改め、同条第6項中「介護休暇」の次に「又は育児部分休業」を、「については、」の次に「それぞれ」を加え、「育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、」を「育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇により勤務しない期間にあっては」に、「定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては、」を「定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間にあっては」に、「合計した時間を勤務時間条例」を「それぞれ合計した時間を勤務時間条例」に改め、同条第7項中「、子育て部分休暇又は部分休業」を「又は子育て部分休暇」に改める。

附　則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

## 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(欠勤等日数) 第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間 (第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤務時間」という。)について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第10号から第12号までに掲げる期間にあっては3分の2日とし、第16号に掲げる期間にあっては2日とする。)として換算した日数(1日(第10号から第12号までに掲げる期間にあっては、3分の2日)未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数)を合計した日数とする。 (1)～(11) 略 <b>(12) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(以下「育児部分休業」という。)をしている職員として在職した期間</b> (13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) 略 (17) 略 (18) 略 (19) 略 (20) 略 2～4 略 5 前3項に定めるものほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間(減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間(団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。)に係るものに限る。)、病気休暇、介護休暇、勤務時間条例第19条の2第1項に規定する介護時間(以下「介護時間」という。)、勤務時間条例第19条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇(以下「子育て部分休暇」	(欠勤等日数) 第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間 (第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤務時間」という。)について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第10号から第12号までに掲げる期間にあっては3分の2日とし、第15号に掲げる期間にあっては2日とする。)として換算した日数(1日(第10号から第12号までに掲げる期間にあっては、3分の2日)未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数)を合計した日数とする。 (1)～(11) 略 <b>(12) 略</b> <b>(13) 略</b> <b>(14) 略</b> <b>(15) 略</b> <b>(16) 略</b> <b>(17) 略</b> <b>(18) 略</b> <b>(19) 略</b> 2～4 略 5 前3項に定めるものほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間(減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間(団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。)に係るものに限る。)、病気休暇、介護休暇、勤務時間条例第19条の2第1項に規定する介護時間(以下「介護時間」という。)、勤務時間条例第19条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇(以下「子育て部分休暇」

新	旧
<p>という。) 若しくは組合休暇により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は<b>育児部分休業</b></p> <p>_____により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。</p> <p>6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇<b>又は育児部分休業</b>により勤務しない期間については、<u>それぞれ</u>日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（<b>育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇により勤務しない期間にあっては</b>日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、<b>定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間にあっては</b>日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、<b>定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては</b>）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。</p> <p>7 第5項の規定は、介護時間<b>又は子育て部分休暇</b>により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（<b>育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間<b>又は子育て部分休暇</b>により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間をそれぞれ合計</b></p>	<p>という。) 若しくは組合休暇により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は<b>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）</b>により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。</p> <p>6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇_____により勤務しない期間については、_____日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（<b>育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、</b>_____日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、<b>定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては、</b>_____日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、<b>定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては、</b>）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。</p> <p>7 第5項の規定は、介護時間、<b>子育て部分休暇又は部分休業</b>により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（<b>育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間、<b>子育て部分休暇又は部分休業</b>により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間をそれぞれ合計</b></p>

## 資料

新	旧
した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。	した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。